

一般社団法人 再生骨材コンクリート普及連絡協議会 会則

第1章 総 則

(本会則の目的)

第1条 一般社団法人再生骨材コンクリート普及連絡協議会(以下「本会」という。)は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(英文名称)

第2条 本会は、英文では、Advanced Concrete Recycling Affairs Councilと表記し、略称をACRACとする。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都港区西麻布4丁目1番1号
従たる事務所を、大阪市中央区島町2丁目1番5号に置く。

(目的)

第4条 本会は、限りある天然資源の持続可能な管理及び有効かつ効率的な利用を達成するために、人類の発展に伴い排出される廃棄物を資源と考え、コンクリート廃材から再資源化した再生骨材を用いたコンクリートの普及及び恒久的な利用を促進することにより、環境負荷の低減を実現し、循環型社会の形成に寄与し、以って持続可能な生活基盤の育成を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広く行政の理解を求め、再生骨材コンクリートが公共事業に関する種々の取組、基準及び共通仕様書等に反映され、かつ使用される環境の構築
- (2) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートの品質監査制度による品質の確保及び認証
- (3) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートに関するJIS等公的技術基準の取得への支援
- (4) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートに関するセミナー・講習の開催
- (5) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートに関する広報及び図書の刊行
- (6) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートに関する技術者の育成
- (7) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートの普及及び啓発
- (8) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートの品質に関する統計及び技術の調査・研究
- (9) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートの利用促進に関するシステム開発及び整備
- (10) コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートに関する技術者の育成のための外国人研修生・外国人技能実習生・特定技能外国人等の受け入れ事業
- (11) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第2章 会 員

(会員)

第7条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同し、コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートの製造者又は製造しようとする者、若しくはJISA5021, 5022, 5023の取得者又は取得を目指す者とする。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する意思を表明し、理事会で承認を受けた者とする。

(3) 学術会員

本会の目的に賛同し、コンクリート用再生骨材及び再生骨材コンクリートに関心のある実践者、教育者、若しくは研究者である個人とする。

(入会手続き)

第8条 本会の会員になろうとするものの手続きは次のとおりとする。

(1) 正会員

理事2名以上の推薦を受け、入会の申し込みを行うものとする。

(2) 賛助会員

理事2名以上の推薦を受け、入会の申し込みを行うものとする。

(3) 学術会員

理事2名以上の推薦を受け、入会の申し込みを行うものとする。

2 前項に定める入会の申し込みがあったときは、理事は理事会を開催し、理事会においてその

可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 理事会において入会の承認を受けた者は、理事会が入会を承認した日をもって会員となる。

(会費)

第9条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年60,000円

(2) 賛助会員 年60,000円

(3) 学術会員 年12,000円

2 年の中途より会員となった者の会費の額は、年額を12か月で除した額に未経過月数(1か月未満の月数は、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額とする。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(会費の納期)

第10条 前条に定める会費は、本会の指定する方法により、毎事業年度4月30日までに会費年額の全額を納付しなければならない。

2 年の中途より会員となった者の会費は、会員となった日から2週間以内に、本会の指定する方法により、その全額を納付しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項に定める退会届は、主たる事務所である東京の事務局へ提出しなければならない。

3 退会の申し出は、少なくとも1か月以上前に本会に対して予告をしなければならない。

(除名)

第12条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 6か月以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 会員である法人又は団体が解散したとき。

(7) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第14条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(再入会)

第15条 過去にこの本会の会員であった者(退会後2年以上経過している場合)で再入会を希望する場合には、第8条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(活動報告会)

第16条 全会員を対象とした活動報告会を、原則として毎年1回以上開催する。

2 毎事業年度終了後4か月以内に開催する活動報告会は、理事会において承認された決算報告、予算報告及び活動予定報告並びに会員の情報交換とする。

第3章 支部

(支部)

第17条 本会は、次のとおり支部を設ける。

(1) 北海道地方支部

(2) 東北地方支部

(3) 関東地方支部

(4) 首都圏支部

(5) 中部地方支部

(6) 関西地方支部

(7) 中国・四国地方支部

(8) 九州・沖縄地方支部

2 前項に定める支部の名称及び区域は、理事会において変更することがある。

3 支部長は、会長が理事会の承認を得て任命又は免職する。

4 支部の運営及び業務に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める「支部規程」による。

第4章 顧問等

(顧問等)

- 第18条 定款の定めにより、本会に任意の機関として顧問等を、置くことができる。
2 顧問に関する事項については、別に定める「顧問規程」による。

第5章 雑 則

(事務局)

- 第19条 本会の事務の処理及び業務の執行を円滑に進めるため、事務局を設置する。
2 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命又は免職する。
3 事務局の組織と運営及び業務に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める「事務局規程」による。

(改廃)

- 第20条 この会則の改廃は、理事会又は社員総会の決議をもって行う。

(補則)

- 第21条 この会則に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (令和2年6月1日 理事会決議)

この会則は、令和2年6月1日から施行する。